

標題

シップリサイクル条約の概要について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1311
発行日 2023年10月30日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1300にてお知らせしました通り、シップリサイクル条約(2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約)が2025年6月26日に発効します。本テクニカルインフォメーションではシップリサイクル条約の概要についてお知らせします。

- 発効日: 2025年6月26日
- 適用
 - 本条約は以下のものに適用されます。
 - 締約国を旗国とする、もしくは締約国の権限の下で運航される船舶
 - 締約国の管轄下で運営される船舶リサイクル施設
 - 本条約は以下のものには適用されません。ただし、各締約国は適切な方法の採択することにより、合理的かつ可能な範囲で本条約に合致するよう行動することを確保することがあります。
 - 総トン数500トン未満の船舶
 - その寿命の間、その旗国となっている国の主権または管轄下にある水域内でのみ航海を行う船舶

「船舶」とは、水上で運用されるあるいは運用されていたあらゆる形式の船舶を意味し、装備を外されたり、曳航される船舶を含む潜水艇、浮上式船舶、浮体式プラットフォーム、自動上昇プラットフォーム、FSU及びFPSOを含む。

- 船舶に対する要件
 - 船舶の設計及び建造、運航、保守
 - 船舶の有害物質の規制
条約 Appendix 1 に示す有害物質の船舶への据付または使用を禁止及び/または制限されます。

船舶への搭載が禁止・制限される物質

アスベスト、オゾン層破壊物質、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物(防汚方法として使用されるもの)、シブトリン(防汚方法として使用されるもの)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(ii) 有害物質一覧表（インベントリ(IHM)）

(a) インベントリ(IHM)の構成

インベントリ(IHM) 第 I 部: 船舶の構造及び機器に含まれる有害物質

インベントリ(IHM) 第 II 部: 運航中に発生する廃棄物（油類・廃棄物等）

インベントリ(IHM) 第 III 部: 貯蔵物（家庭用電化製品等）

(b) インベントリ(IHM)第 I 部の備え置き期限は下表の通り。

分類	定義	備え置き期限
新船	1 条約の発効(2025年6月26日)以降に建造契約が結ばれる船舶 2 建造契約がない場合には、本条約の発効後6ヶ月経過した日(2025年12月26日)以降に起工される船舶またはこれと同等の建造段階にある船舶 3 条約の発効後30ヶ月経過した日(2027年12月26日)以降に引渡しが行われる船舶	新造完工時
現存船	「新船」でない船舶をいう。	条約発効後5年以内(2030年6月25日まで)、または解体を行う時期まで、いずれか早い方

(c) インベントリ(IHM)第 I 部の調査対象となる有害物質は以下の表 A、表 B に記載の通り。

表 A: 条約 Appendix 1 に記載される有害物質

アスベスト、オゾン層破壊物質、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物(防汚方法として使用されるもの)、シブトリン(防汚方法として使用されるもの)

表 B: 条約 Appendix 2 に記載される有害物質

カドミウム及びカドミウム化合物、六価クロム及び六価クロム化合物、鉛及び鉛化合物、水銀及び水銀化合物、ポリ臭化ビフェニル類(PBBs)、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDEs)、ポリ塩化ナフタレン(塩素原子が3以上)、放射性物質、一部の短鎖型塩化パラフィン
--

(d) 新船に対するインベントリ(IHM)第 I 部は、建造時に造船所により作成されます。材料宣誓書(Material Declaration: MD)と供給者適合宣言(Supplier's Declaration of Conformity: SDoC)を供給者（メーカー等）から収集することにより有害物質の有無の調査を行います（新船方式）。弊会では新船方式のインベントリ(IHM)作成を支援するシステム「PrimeShip-GREEN/SRM」を提供しております。

(URL: <https://www.psgreensrm.com/>)

(e) 現存船に対するインベントリ(IHM)第 I 部は、新船方式による調査が実行できない場合の代替措置として、専門家による調査・分析により作成することができます（現存船方式）。

(次頁に続く)

- (f) インベントリ(IHM)第 I 部は、船舶の運航期間を通じて、新規搭載設備及び船舶の構造や設備の関連する変更による有害物質の所在や量を反映することにより、適切に維持及びアップデートされなければなりません。船主は、供給者（メーカー等）から MD/SDoC を収集することによって有害物質の有無の調査を行います。

船主は、インベントリ(IHM)第 I 部の維持管理に必要な手順を構築し、インベントリ(IHM)第 I 部を適切に維持・管理することが要求されます。インベントリ(IHM)第 I 部の維持・管理のために、以下の対応をとる必要があります。

- (1) インベントリ(IHM)維持・管理のための責任者の指名（手順書へ明示）
- (2) インベントリ(IHM)維持・管理のためのシステムの構築（手順書の作成）
- (3) インベントリ(IHM)のアップデート（有害物質の追加・削除）がある場合、責任者の署名や日付、改訂記録の作成
- (4) 検査時や売船時のインベントリ(IHM)とその関連書類の提示

手順書のサンプルは、末尾に案内します弊社ホームページに掲載しています。

- (g) インベントリ(IHM)第 II 部及び第 III 部は、リサイクルに先立ち船主が作成します。適切に維持・アップデートされた第 I 部を加えて、インベントリ(IHM)（第 I 部、第 II 部、第 III 部）を完成させます。

(2) 検査と証明

船舶に対して要求される検査の種類は以下の通り。

(i) 初回検査 (Initial Survey):

船舶の就航前に行われる最初の検査、または、現存船に対して有害物質一覧表に関する国際証書(International Certificate on Inventory of Hazardous Materials)が発行される前に行われる最初の検査。本検査は、インベントリ(IHM)第 I 部が、本条約の要件に適合していることを確認します。検査完了後、有害物質一覧表に関する国際証書(International Certificate on Inventory of Hazardous Materials)が発行されます。

(ii) 更新検査 (Renewal Survey):

5 年を超えない間隔で行われる検査。この検査は、インベントリ(IHM)第 I 部が、本条約の要件に継続的に適合していることを確認します。検査完了後、有害物質一覧表に関する国際証書が更新発行されます。

(iii) 追加検査 (Additional Survey):

必要に応じて、構造、設備、システム、装備、配置または材料の変更、交換、大規模な修繕の後に、船主の申請により、実施されます。本検査は、そのような改造、交換または大規模な修繕が、船舶が引き続き本条約の要件に適合するようになされていること、また、インベントリ(IHM)第 I 部が必要に応じてアップデートされていることを確認します。検査完了後、有害物質一覧表に関する国際証書に裏書きを行います。

(次頁に続く)

(iv) 最終検査 (Final Survey):

船舶のリサイクルが開始される前に行われる検査。主に以下の項目を確認します。

- (a) 有害物質一覧表 (第 I 部、第 II 部、第 III 部) が条約の要件に適合していること。
- (b) 船舶リサイクル施設が作成した船舶リサイクル計画が、条約の要件に適合し、所管官庁 (リサイクル国) による承認を受けていること。
- (c) 船舶リサイクル施設が条約に従った有効な承認を保持していること。

最終検査完了後、リサイクル準備国際証書 (International Ready for Recycling Certificate) が船舶に対して発行されます。

(v) 臨時検査 (Occasional Survey):

条約に臨時検査の定義はありません。弊会では、追加検査に該当しない臨時的な検査 (船名/船籍/会社変更等) を、臨時検査として行います。

4 船舶をリサイクルする際の手続き

本条約の対象船舶は、所管官庁 (リサイクル国) により条約に従って承認されている船舶リサイクル施設のみでリサイクルされなければなりません (条約 附属書 第 8 規則)。また、船舶をリサイクルする際に必要な手続きの概要を以下に示します。

- (1) 船主は、船舶をリサイクルする意思を主管庁 (旗国) へ通知します。(条約 附属書 第 24 規則)。
- (2) 船主は、インベントリ (IHM) の第 I 部を最新化するとともに II 部 (運航中に発生した廃棄物) と第 III 部 (貯蔵品) を作成し、インベントリを完成させます。(条約 附属書 第 5 規則、第 8 規則)
- (3) 船舶リサイクル施設は、船主が完成させたインベントリ (IHM) を取り込んだ個船毎の船舶リサイクル計画を作成します。(条約 附属書 第 9 規則)
- (4) 船舶リサイクル施設は、船舶リサイクル計画を所管官庁 (リサイクル国) に送付し、リサイクルする船舶を受け入れる準備をしていることを文書にて所管官庁 (リサイクル国) に通知します。(条約 附属書 第 24 規則)
- (5) 所管官庁 (リサイクル国) は船舶リサイクル計画を審査・承認します。所管官庁 (リサイクル国) による船舶リサイクル計画受領書に記載される 14 日間の審査期間内に文書による拒否の通知がない場合、船舶リサイクル計画は承認されたと見なされることがあります。(条約 附属書 第 9 規則)
- (6) 船舶リサイクル施設は、所管官庁 (リサイクル国) により承認された船舶リサイクル計画を船主へ送付します。船主は、承認された船舶リサイクル計画と完成したインベントリ (IHM) をもとに主管庁 (旗国) 又はその代行機関による最終検査を受検します。最終検査完了後、国際リサイクル準備証書が発行されます。(条約 附属書 第 10 規則、第 11 規則)
- (7) 船舶リサイクル施設は、リサイクル準備証書の写しとともに、条約 Appendix 6 で規定された書式により、リサイクルを開始する予定日を文書でリサイクル国の所管官庁に通知します。(条約 附属書 第 24 規則)

(次頁に続く)

- (8) 船舶リサイクル施設は、リサイクル完了後 14 日以内に、条約 Appendix 7 に規定される書式により、リサイクル完了の通知書を発行し、所管官庁（リサイクル国）に報告する。所管官庁（リサイクル国）は主管庁（旗国）に通知書（写し）を送付します。（条約 附属書 第 25 規則）

- 5 発行済の IHM 鑑定書(Statement of Compliance)の書換え
EU 規則対応のために発行済の IHM 鑑定書(Statement of Compliance on Inventory of Hazardous Materials)は有害物質一覧表に関する国際証書(International Certificate on Inventory of Hazardous Materials)への書換えが必要になります。書換えについては、各旗国の方針を確認の上、対応します。各旗国の方針を確認しましたら、適宜、弊会ホームページにてお知らせいたします。

本件を含め、シップリサイクルに関する各国からの代行権限付与状況及び指示文書等の最新情報を弊会ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/shiprecycle/index.html>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[インベントリ及び条約要件への適合確認に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd-env@classnk.or.jp

[船舶リサイクル施設に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 交通物流部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2054

Fax: 03-5226-2037

E-mail: ltd-sr@classnk.or.jp